

第十九回国 参議院内閣委員会 會議録 第十六号

昭和二十九年四月一日(木曜日)午後零時十四分開会

委員の異動

三月三十一日委員愛知揆一君辞任につき、その補欠として秋山俊一郎君を議長において指名した。

四月一日委員寺本廣作君辞任につき、その補欠として八木幸吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

秋山俊一郎君
井上 知治君
重宗 雄三君
白波瀬米吉君
高瀬莊太郎君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君

國務大臣

石井光次郎君

運輸大臣

岡部 史郎君

行政管理局

山内 公猷君

運輸大臣官房長

武田 元君

運輸省船員局長

杉田正三郎君

常任委員

藤田 友作君

本日の會議に付した事件

○運輸省設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。前回に引続いて質疑を続行いたします。

○山下義信君 大臣に伺いたいと思つて政府の御方針を承りましたところ、私どもとしては取捨そのいすれにいたすべきか、誠に躊躇せざるを得ないことに相成りまして、若し政府の考へるの線に副うとするならば、むしろ宮崎海員学校を存続しておくように原案を修正するのが妥当ではないかという考へが生ずるわけでございます。従つて本問題に関する政府の御態度には甚だしい矛盾があるのではないかと伺ひましたところ、政府におかれては宮崎海員学校の復帰はかねてからはらでは考へておつたところであると、ますます原案に反する御答弁がありましたよ

うで、私ども一層当惑を甚だしくいたす次第であります。それならばこの廃止は当分の措置であり、一時的な廃止であるということに相成るわけであり

ます。この意味は、本案提出の際における御説明には示されていなかった点でありまして、いわば隠されていた政府の御本意であつたということになるわけでありまして、我々といはしましては甚だ遺憾に感ずるところでございます。或いは政府はこれ以上は国会のほうにおいて如何ようにでもなさる

ようにという意味のお言葉もあつたように記憶いたしておりますが、私はこの際念のため政府の御所見を確めておきたいと思つてございます。

○國務大臣(石井光次郎君) 昨日この席上でも申述べましたが、事實有名無実でありまして今の宮崎海員学校の名目を廃止することは、手続上運送に失

した感があります。この際私どもとしては適当な措置ではないかと思つておるのでございます。なお本案に對

します私の説明がどうも不十分であつたか、又私の答弁が誤解を招いてお

るかも知れませんので、もう一度私どもの所懐を申述べたいと思つてござ

います。宮崎海員学校の復活の問題につきましては、今直ちに具体的な計画を持つておるわけではないのでありま

するが、将来船もふ海員の需要も多くなることはもう当然だと思つてござ

し、その教育機関の充実も求められるということになつておるのでございま

す。その際海員学校を増設するということになりますれば、南九州、なかん

ず宮崎は従来の沿革、歴史に鑑みまして最も有力な候補地だと思つておるの

でございます。私といはしましては、将来更に海員学校拡充の計画を立てれば勿論国会において改めて御審議を願うのでございまして、私の心持としては右のように考へておるわけござ

います。なお本委員会において御審議を願つておるようないろ／＼の事情でありますので、どうか速かに提案の趣旨に御賛成下さるようお願い申上

げたいと思つてございます。

○山下義信君 本案に対する政府の御説明或いは御答弁に不備の点がありま

した点については、只今大臣から重ねて御丁寧な御釈明もございましたので、私の質疑は終了いたしましたので承

することいたします。

○委員長(小酒井義男君) それではほかに御発言もないようでございますが、質疑は終つたものと認めて御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否

を明らかにしてお述べを願います。

○矢嶋三義君 私は日本社会党第四控室を代表いたしました。只今議題とな

つております法律案に賛成の意を表明するものであります。若干希望を申述

べておきます。その一つは、海上要員の養成計画並びに教育機関の地域的配

置についてやや計画性を欠く点があり

ますので、今後一層それらの計画につきまして検討善処されるように要望いた

します。

したように、地元負担はこれを現在の二千六百万円の予定額で打ち切りであつて、今後絶対に追加しないということが大

臣から言明されたわけでありまして、それを必ず実行されるように特に要望いたしておきます。この地元負担

の問題は口之津海員学校に限らず、全国にあるところの九つの海員学校につ

きまして従来よりも国庫負担をより多くするように運輸省においても政府

部内で努力されるように併せて要望いたしておきます。

第三点としましては、先刻山下委員の質問に對しまして、大臣が言明された事柄並びに先刻の全員協議会で一応

確認され、本委員会の最終段階に委員長から提案されるのでありましよう附帯

決議に副つたところの善処方を強く要望いたす次第でございます。

私はこの法律案の審議の過程において非常に遺憾に思つたことは、この場合学校であります。予算の国会承認を求めると、その設置の法的

根拠を確立する法律案の国会への提案の時間並びにこの予算の執行につきま

しては、私は非常に割切れない遺憾の意をもつております。具体的に申しま

して一年前に予算が一部承認されて、その学校の設置の法律案の審議は委員

会でなされないのでに予算が執行されて、そうして建物も九分通りで

上つておる。その段階になつて学校設置の法律案を本委員会が審議するとい

うことは、私は実質的に自主的な審議権に大きな制約を感ずるものでありま

す。

して、これは運輸省に限らず、各省にもこれにならつた実例があるようございませうが、こういう行き方というものがつきまはしては、私は割切れない、非常に遺憾の意を感じているのであります。まあこの問題は、この本委員会に限つた問題でなく、現在の政府並びに国会を通じての全般的な問題でありまして、他の機会にこの問題については私も研究し、なおそのよりよき解決に努力したいと思つておりますが、本法律案の審議を通じてそういう遺憾の意を感じたということを表明しまして、先刻申上げました三点の要望をここに申述べて賛成の意見といたす次第であります。

○長島銀藏君 本員は原案に賛成するものでございませう。先ほど石井大臣から御発言がございましたように閉止されますところの宮崎海員学校の復活の善処方を要望いたしまして本案に賛成をいたします。

○竹下豊次君 私原案に賛成いたしました。私の要望はもうすでに数回の委員会におきまして申述べておりますので、この際繰返してそれを申述べる必要もないと思ひますので省略いたします。ただ一つだけ申上げたいのは各地に設けられております海員学校を中心にしてその地方における青年の海員思想の普及養成に特段に御配慮を願ひたい。単に学校の生徒を教育するというような点だけでありませんで、広くその周辺の青年に思想を普及するという意味において特段の御配慮をお願いしたいと思ひます。

○山下義信君 私は社会党第二控室を代表いたしまして本案に賛成の意を表したいと思ひます。

本案は海員の養成機関を増設しようとするものでありまして、この点全く我が国の海運界の将来のために賛意を表するにやぶさかならんものであります。殊に私どもの同志であります日本海員組合は本案の成立を衷心より切望いたしております点からいたしまして、将来海員養成機関の多々ますます充実せられることを切に要望する次第であります。

第二点は航大大学の設置でございますが、運輸省が航大卒業生のためこの種の施設を着手せられまことに私は私どもその将来の御努力に十二分の期待をかけたかと存するのでございませう。その他本案の審議の上におきまして同僚矢島委員も述べられましたように種々遺憾に存する点がありましたことは同感でございますが、一応以上申述べましたような諸点を鑑みましてこの際本案に賛成の意を表する次第でございます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御意見もないようであります。討論は終結したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと思ひます。本案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 全会一致でございませう。よつて本案は衆議院送付案の通り可決するべきものと決定をいたしました。

たしました。なお本案につきましては、討論中に御意見のありました趣旨によつて、委員長において本案に付する附帯決議案を作成いたしました。

附帯決議(案)
一、宮崎海員学校は昭和十七年に閉校され大分、宮崎、鹿児島及び熊本、四県即ち南九州地域における海運に關する唯一の海員養成機関である。然るに終戦後米軍に接収され今尚、再開の運びに到らず休校しているのであるが、政府は今回これを廃止し、新たに長崎県口之津に新設せんとするものである。本改正案は明らかに学校分布の公平を欠き宮崎海員学校の歴史と南九州の海運に關する地位を輕視する措置である。政府は速やかは宮崎海員学校の復活をなすべきことを要望する。

二、尚政府は口之津海員学校を新設するに當り、予算措置を講ずると共に速やかに運輸省設置法の改正法律案を国会に提出しその法律案の成立を待つべきに拘らず、三月十六日に至り漸く改正法律案を国会に提出し、これら法律案の提出に先立ち民間に對して多額の負担をなさしめ、又校舎の建築をなすごとき措置を講じたる如きは国会の法律案審議権を制約するおそれあり、この点誠に遺憾と言わざるを得ない。

政府はかかる措置を繰返さざるよう厳に自戒すべきことを要望する。右附帯決議案の通り可決することは御異議ございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) それでははさし御異議ございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) それでははさし御異議ございませぬか。

なお委員長の本会議におけるところの口頭報告につきましては、前例によつて御一任を願うことに御異議ございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) その際附帯決議があつたということ報告するということについては、あらかじめ御承認を願ひたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○委員長(小酒井義男君) それでは委員長の報告に對しましては多数意見者の署名を要することになつておりますので、順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
長島 銀藏 竹下 豊次
秋山俊一郎 井上 知治
重宗 雄三 白波瀬米吉
高瀬莊太郎 矢嶋 三義
山下 義信 八木 幸吉

○委員長(小酒井義男君) なお運輸大臣から発言を求められておりますので、この際発言をして頂きます。

○國務大臣(石井光次郎君) 本案は皆さんがたの全員の御承認を得まして誠に有難うございました。附帯決議が附せられましたのでございませぬが、宮崎の学校の問題につきましては、私も一層その実現に努力をいたすつもりでございます。

第二段の法律と予算との取扱い方につきましては、これは誠に御趣旨の心持もよくわかるのでございませぬ。私どもとしてもつと注意すべき扱ひ方があると思ひますので、必ずこれは今後とも善処いたしたいと思ひます。

時休憩いたします。
午後零時三十分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、人権委員会設置法案(亀田得治君外九名発議)
人権委員会設置法案
人権委員会設置法

(目的)
第一条 この法律は、人権委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第二条 人権擁護に關する事務をつかさどらるるため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基いて、法務省の外局として、人権委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(権限)
第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
八 委員会の公印を制定すること。
九 人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件につき、調査をし、及び情報を収集すること。
十 人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件に関するし、その救済又は予防のため、関係機関に勧告し、その他適切な措置をとること。
十一 民間における人権擁護運動を助長すること。
十二 人権擁護委員に関する事務を行うこと。
十三 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権擁護に関する事務を行うこと。
十四 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き委員会に属させられた権限

第六条 委員長及び委員は、人格識見が高く、広く社会の輿情に通じ、人権擁護について理解のある者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。
2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができ。
3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならぬ。
4 委員長及び委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政党に属する者となることがなくてはならない。
5 委員は、非常勤とする。
（任期）
第七条 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員長及び委員は、再任されることのできる。
（身分保障）
第八条 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合並びに第六條第三項及び第十條の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることのない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
二 禁こ以上の刑に処せられたとき。
三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められ、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。
（罷免）
第九条 法務大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するとき、その委員長又は委員を罷免しなければならぬ。
第十条 法務大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとす。
（委員長）
第十一条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならぬ。
（会議）
第十二条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長は決するところによ

き、委員長の決するところによる。
3 委員会は、第八條第三号に規定するには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。
（給与）
第十三条 委員長及び委員は、別に法律の定めるところにより、給与を受ける。
（規則の制定）
第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、人権委員会議規則を制定することができる。
（事務局）
第十五条 委員会に関する事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。
2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。
3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
4 委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の定めるところによる。
（法務局等の事務分掌）
第十六条 委員会の所掌事務は、法務局及び地方法務局において分掌するものとする。
2 委員会は、その所掌事務に関するし、法務局及び地方法務局の事務を指揮監督する。
（調査）
第十七条 委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所

若しくは公私の団体又はこれらの職員その他関係のある者に対し、出頭、報告、情報又は資料の提出を求めることができ。
（調査の囑託）
第十八条 委員会は、その職務を行うため必要があるときは、人権擁護委員若しくは公務所又は弁護士会、日本弁護士連合会その他の団体又は学識経験のある者に対し、必要な調査を囑託することができる。
（勧告等）
第十九条 委員会は、人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件があると認めるときは、その救済又は予防のため、関係機関に対し勧告をし、その他適切な措置をとることができ。
2 委員会は、前項の規定により関係機関に対し勧告をしたときは、当該関係機関に対し、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができ。
（国会への報告）
第二十条 委員会は、法務大臣を経由して、国会に対し、毎年所掌事務の処理状況を報告しなければならない。
（費用の弁償）
第二十一条 第十七条又は第十八条の規定により、出頭し、又は囑託を受けて調査した者は、政令の定めるところにより、これに要する費用の弁償を受けることができる。
附則
1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 第六條第一項の規定による委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初に任命される委員長及び委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、第六條第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員長及び委員を任命することができる。この場合においては、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「七局」を「六局」に改め、「人權擁護局」を削る。
第十一條を削り、第十一條の二を第十一條とし、第十一條の三を第十一條の二とし、第十一條の四を第十一條の三とする。

第十三條の二第一項中「第十條及び第十一條の事務」を「及第十條の事務並びに人權委員会の所掌事務」に改め、同條第二項中「法務大臣」の下に「（人權委員会の所掌事務については、人權委員会）」を加える。
第十三條の十第一項中「第十一條の二」を「第十一條」に改める。

第十三條の十三を第十三條の十四とし、以下第十三條の十六まで順次一条ずつ繰り下げ第十三條の十二の次に次の一条を加える。
第十三條の十三 人權委員会については、人權委員会設置法（昭和二十九年法律第 号）の定めるところによる。
第十三條の十七に改める。
第十三條の十七に改める。

5 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
別表第一法務省の項中「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会」に改める。

6 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表法務省の項中「四一、八一八人」を「四一、八〇五人に」、「司法試験管理委員会」「一〇人」を「人權委員会」「一〇人」に改める。

7 この法律施行の際、現に法務省人權擁護局に勤務する職員は、特別の命令が発せられない限り、そのまま人權委員会事務局の職員となるものとする。
特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 人權委員会委員長
第一條第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 人權委員会委員
別表第一の官職名の欄中「土地調整委員会委員長」を「土地調整委員会委員長」に改める。

9 人權擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第四條第二項及び第三項中「法務大臣」を「人權委員会」に改める。
第六條第一項中「人權擁護委員は」の下に「人權委員会の指名に基いて、」を加え、同條第二項中「法務大臣の委嘱」を「指名」に、「法務大臣が定める区域」を「人權委員会が定める区域」に改め、同條第三項及び第四項中「法務大臣」を「人權委員会」に改め、同條第五項中「法務大臣」を「人權委員会」に、「人權擁護委員を委嘱」を「第一項の指名」に改め、同條第六項中「人權擁護委員の推薦及び委嘱」を「人權擁護委員の推薦、指名及び委嘱」に改め、同條第七項中「法務大臣は、人權擁護委員を委嘱したときは、」を「人權擁護委員の委嘱があつたときは、人權委員会は、」に改め、同條第八項中「法務大臣」を「人權委員会」に改める。

第十條第三号中「法務大臣」を「人權委員会」に改める。
第十四條中「法務大臣」を「人權委員会」に改める。
第十五條第一項中「法務大臣」を「人權委員会」に、「これを解嘱する」を「法務大臣に対し、その解嘱を申し出る」に改め、同條第二項中「前項の規定による解嘱」を「前項の規定による解嘱の申出」に改め、同條に次の一項を加える。

め、同條に次の一項を加える。
3 前二項の規定により人權委員会が解嘱の申出をしたときは、法務大臣は、当該人權擁護委員を解嘱しなければならない。
第十六條第一項及び第二項、第十八條第二項並びに第十八條の二第二項中「法務大臣」を「人權委員会」に改める。
第十九條を次のように改める。
（委員等の表彰）
第十九條 人權擁護委員、人權擁護委員協議会、都道府県人權擁護委員協議会又は全国人權擁護委員連合会に職務上特別の功勞があるときは、法務大臣は、人權委員会の申出に基いて、これを表彰するものとする。

2 人權委員会は、表彰を受けた人權擁護委員、人權擁護委員協議会、都道府県人權擁護委員連合会又は全国人權擁護委員連合会の業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。
10 この法律施行の際、現に改正前の人權擁護委員法の規定による人權擁護委員の職にある者は、改正後の同法の規定により人權擁護委員を委嘱されたものとみなし、その任期の計算については、この法律施行前の在任期間を算入する。

三月三十一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十五日）

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局